建 築 工 事 関 係 資 料

令和８年１１月

兵庫県まちづくり部

目　　次

資料1 工事関係提出書類等について …… 1

資料2 適正な施工体制の確保について …… 2

1 技術者の配置

2 施工体制台帳等

3 工事現場に掲げる標識等

4 工事現場における名札の着用

資料3 建築工事における建設副産物処理マニュアル …… 6

1 建設副産物

2 関係する法律等

3 事業の各段階で必要な事項

資料4 施工計画書及び施工図について ……11

1 施工計画書等

2 交通誘導員

資料5 工事の記録について ……12

1 工事進捗状況報告書

2 打合せ記録

3 各工事の記録

資料6 目的物・工事関係図書の引渡しについて…… 13

1 建物の引渡し（公有財産受渡）

2 工事関係図書の引継ぎ

様式等一覧 ……14

工事関係提出書類等について

工事に必要な書類等について、主なものを下記に示しています。適時、提出してください。特に担当職員との調整、あるいは承認・承諾の必要な書類については、時間に余裕をもった提出を心がけるようにしてください。

なお、工事検査時には、建設工事請負契約書、設計図書及び仕様書（標準仕様書を含む）とともに、以下の書類をそろえて準備してください。

１　契約時及び変更時

書類等	注意事項等
建設工事関係提出書類様式集	
解体工事に要する費用等に関する書面	契約書作成前に提出、受付印押印後契約書に添付
暴力団排除条例に基づく誓約書	契約書に添付
労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書	契約書に添付
社会保険等加入対策に関する誓約書	契約書に添付
請負代金内訳書・工事工程表	材料費・労務費・法定福利費・安全衛生経費を明示 契約(変更)後10日以内　（建設工事請負契約書第３条）
現場代理人及び主任技術者等通知書	略歴書を添付　（建設工事請負契約書第10条）
建設業退職金共済証紙購入確認書	契約担当へ提出
前払金請求書	前払金保証証書（正・副）を添付
火災保険、建設工事保険その他の保険	契約担当へ提出　（建設工事請負契約書第57条）
工事実績情報の登録（CORINS）	契約(変更)後10日以内に登録 工事カルテ受領書の写しを提出　（標仕1.1.4）

２　契約後・工事中

書類等	注意事項	標仕
官公署その他への届出手続等	道路法、労働安全衛生法、騒音法等　関係法令に基づく届出手続等内容について、あらかじめ報告すること	1.1.3
施工体制台帳・施工体系図等	資料２「適正な施工体制の確保について」による	1.1.5
施工中の安全確保に関する資料	安全衛生管理体制表、緊急連絡体制表、防火管理組織表	1.3.7
建設副産物の処理等	資料３「建築工事における建設副産物処理マニュアル」による	1.3.8
実施工程表	全体工程表のほか、必要に応じ月間・週間・工種別工程表 ※中間検査時には出来高(進捗率)を明示すること	1.2.1
施工計画書	資料４「施工計画書及び施工図について」による ※品質計画に係る部分は承諾が必要	1.2.2
施工図等	施工図・製作図・製作要領等 ※承諾が必要	1.2.3
出来形確認検査願・請求書	出来高支払時　建設工事関係提出書類様式集による	－
中間前金払認定請求書	工事履行報告書・工程表を添付　建設工事関係提出書類様式集による	－

３　完成時

書類等	注意事項	標仕
工事完成届・請求書	建設工事関係提出書類様式集による	－
工事の記録	資料５「工事の記録について」による	1.7.2
保全に関する資料	資料６「目的物・工事関係図書の引渡しについて」による	1.7.3

適正な施工体制の確保について

「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」には、適正な施工体制の確保等を図るための必要事項が定められています。

１　技術者の配置

建設業法第 26 条に基づき、工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

○請負金額が４千５百万円（建築一式は９千万円）以上となる工事については、現場ごとに専任で監理・主任技術者を配置。

○下請契約の合計額が５千万円（建築一式は８千万円）以上となる場合は、専任の監理技術者を配置。ただし、設計図書で指定する工事は建設業法第 26 条第３項第２号により２件まで兼務することができる。

○建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関する主任技術者を配置。ただし、一式工事の主任技術者・監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。

○「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」（兵庫県　平成 31 年２月 20 日制定）に基づき、請負代金が、４千５百万円未満の工事の契約を締結する際に当該要領による要件を全て満たす場合は、現場代理人を３件まで兼務することができる

<table>
<tr><td colspan="2">許可を受けている業種</td><td colspan="3">指定建設業7業種
土木工事業、建築工事業、管工事業、
鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、
造園工事業</td><td colspan="3">指定建設業(左記)以外の 22 業種
大工工事業、左官工事業、とび･土工工事業、
石工事業、屋根工事業、
タイル･れんが･ブロツク工事業、
鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業
ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、
内装仕上工事業、機械器具設置工事業、
熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業
建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業
清掃施設工事業、解体工事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の種類</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事現場の技術者制度</td><td>元請工事における下請金額の合計</td><td>5,000 万円以上
(※1)</td><td>5,000 万円未満
(※1)</td><td>5,000 万円以上
(※1)は
契約できない</td><td>5,000 万円以上</td><td>5,000 万円未満</td><td>5,000 万円以上
は契約できない</td></tr>
<tr><td>工事現場に置くべき技術者</td><td>監理技術者</td><td>主任技術者</td><td>主任技術者</td><td>監理技術者</td><td>主任技術者</td><td>主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>1 級国家資格者
国土交通大臣
特別認定者</td><td colspan="2">1 級国家資格者
2 級国家資格者
指定学科＋実務経験者
実務経験者(10 年以上)</td><td>1 級国家資格者
指導監督的な
実務経験者</td><td colspan="2">1 級国家資格者
2 級国家資格者
登録基幹技能者
指定学科＋実務経験者
実務経験者(10 年以上)</td></tr>
<tr><td>技術者の専任</td><td colspan="6">公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額 4,500 万円以上(※2)の時に必要</td></tr>
<tr><td>資格者証の必要性</td><td>発注者が国、地方公共団体等の時に必要</td><td colspan="2">必要なし</td><td>発注者が国、地方公共団体等の時に必要</td><td colspan="2">必要なし</td></tr>
</table>

(※１)建築一式工事の場合は 8,000 万円

(※２)建築一式工事の場合は 9,000 万円以上

(※３)登録基幹技能者の認定に関しては平成 30 年４月１日から施行

２　施工体制台帳等

建設業法（第 24 条の８第１項）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第 15 条）の規定等に基づき、以下を参考に施工体制台帳等を整備してください。

このうち、**施工体系図は工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。**また、適切な人員配置をしていることを確認するために、 現場では**名札の着用を義務付けています。**

なお、これらについては担当職員が「施工プロセスチェックリスト（様式等 2-11)」を使用してチェックを行い、工事成績評定にも反映しているので、参考にしてください。

《施工体制台帳等に添付する図書》

書類等	注意事項等	様式等
施工体制台帳等チェックリスト	書類の有無・内容をチェックし、整理する	2-1
施工体系図・施工体制台帳		2-2･3
作業員名簿		2-4
技術者資格証写し（資格及び雇用関係）		
建設業の許可証写し	１次下請、２次以下の下請すべてを整理	
法定外労災保険の証書等	元請業者が加入したもの。下請業者が加入したものは「再下請負通知書」とともにとじ込む	
契約書（注文書、請書）写し	１次下請、２次以下の下請すべてを整理 材料費･労務費･法定福利費・安全衛生経費を明示	2-5
暴力団排除条例に基づく誓約書	計 200 万円を超える契約には、すべて必要	2-6
労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書	計 200 万円を超える契約には、すべて必要	2-7
社会保険等加入対策に関する誓約書又は適用除外誓約書・特別事情申請書	下請負人の状況により、いずれかの書類が必要	2-8
再下請負通知書・法定外労災保険の証書等	再下請負を行わない場合は不要、	2-9
建設業退職金共済制度履行確認	適用状況を整理し、履行確認する	2-10
工事現場に掲げる標識の掲示確認	「３　工事現場に掲げる標識等」による 写真撮影しておくこと	

３　工事現場に掲げる標識等

必要に応じて、以下の標識等を工事現場に掲げてください。

なお、内容を簡明に確認することが可能で、当該画面で標識等を確認することができる旨の表示が付されている場合は、デジタルサイネージによる掲示も可能です。

（参考 https://35kenchiku.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/R040203_digital_signage.pdf）

(1)　法令の規定によるもの

① 建設業の許可票（建設業法第 40 条）
② 労災保険関係成立票（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条）
③ 施工体系図（建設業法第 24 条の８、公共工事適正化法第 15 条）
④ 下請負人に対する再下請負通知する旨の掲示（建設業法施行規則第 14 条の３）
⑤ 確認の表示板（建築基準法第 89 条）
⑥ 事前調査結果の掲示（大気汚染防止法第 18 条の 15）
⑦ 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿障害予防規則第３条第６項、大気汚染防止法施行規則第 16 条の４第２号）
⑧ 再生資源利用（促進）計画書（資源有効利用促進法（再生資源省令第９条第４項及び指定副産物省令第８条第８項）
⑨ その他法令の規定によるもの

(2) 県等が指定するもの

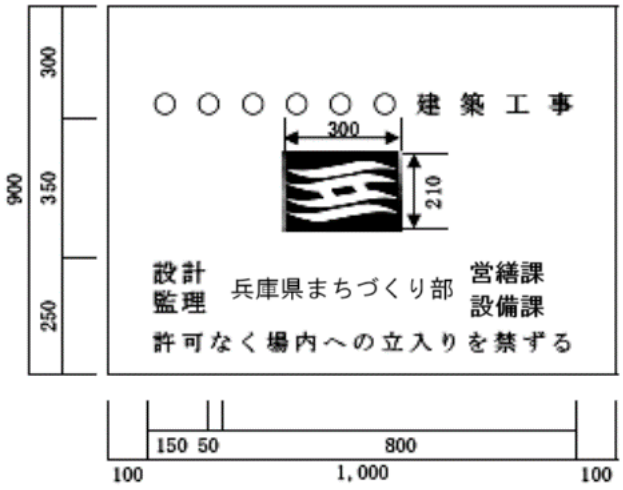
① 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に下記の標識（シール）を掲示



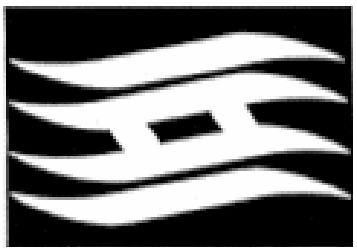
② 工事表示板

受注者は下図の工事表示板を、監督員の指示する位置に、工事期間中設置



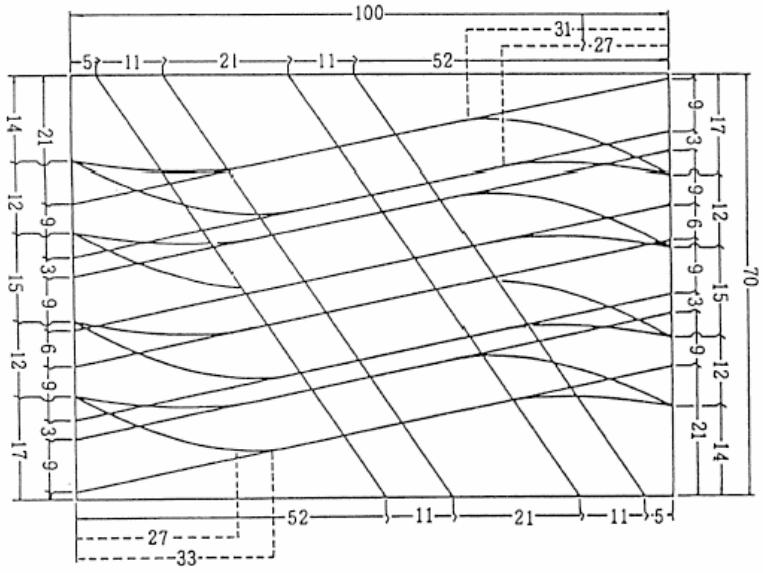
・構造：木造下地亜鉛曳鉄板張り
・寸法：左図による
・色彩：県旗（下図による）
・地：濃緑色
・マンセル値（参考）10BG3/5
・文字：白入り
・字体：宋朝体

《県旗の色・サイズ》



・横 300×縦 210
・旗の色：セルリアンブルー
・マンセル値（参考）10B6／7
・旗章（兵の図案化した部分）：白
・図案の長さの割合（下図による）

《県旗の寸法比率》



③　花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマーク



縦45㎝×横 95㎝以上

《配色》



マスコット展開図使用色

①	②	③	④	⑤
C/100 M/60 DIC 641	C/90 M/20 DIC 181	C/90 Y/100 DIC 638	M/10 Y/100 DIC 166	M/40 Y/100 DIC 163
⑥				
M/100 Y/90 DIC 157	K/100 DIC 582			

注）花弁や下地は、白色とする。

4　工事現場における名札の着用 ----------

以下の技術者等は、顔写真、氏名、工事名、工期、所属会社名等を記載した名札を着用すること。

①監理技術者又は主任技術者

②専門技術者を選任した場合における専門技術者（専任に限る）

③下請負業者の主任技術者

《名札の例》

監理（主任）技術者

写真 2㎝×3㎝ 程度	氏名　○○　○○ 工事名　○○○○○工事 工期　自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社名　◇◇建設株式会社

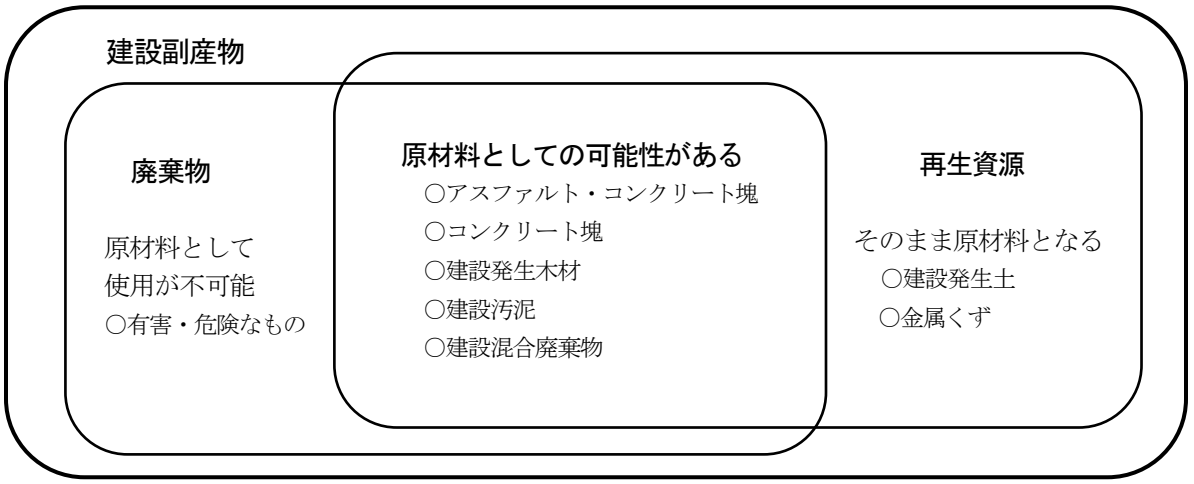
名刺サイズ以上

建築工事における建設副産物処理マニュアル

このマニュアルは、まちづくり部が発注する建築工事において発生する建設副産物の処理の概要をまとめたものである。工事に当たっては、当マニュアルを参考に、各法令に従い適切に処理や各種手続を行うこと。

１　建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品をいう。



建設副産物			
	建設発生土（土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの）		
	有　価　物（スクラップ等他人に有償で売却できるもの）		
	建設廃棄物		
	一般廃棄物	道路管理での除草･剪定作業等で発生する刈草・枝葉等	建設混合廃棄物（廃棄物が分別されずに混在しているもの）
	産業廃棄物	がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊） 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物	
		汚泥（建設汚泥）	
		木くず（建設発生木材）	
		廃プラスチック類	
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
		金属くず	
		紙くず	
		繊維くず	
		廃油	
		ゴムくず	
		燃え殻、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、動物性残渣、動物性固形不要物 動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、 産業廃棄物を処分するために処理したもの	
	特別管理産業廃棄物	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	
		廃 PC 等及び PCB 汚染物（トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器）	
		廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）	

２　関係する法律等　＜＞内は以下本資料内での略称を記す----------

建設副産物の処理にあたっては、以下のように多くの法令等が関係している。本マニュアルについての詳細は法令等を確認すること。

(1)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）＜建リ法＞

【対象となる工事】**特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上のもの**

特定建設資材：**コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材**

規模基準:**解体工事(建築基準法施行令第１条第３項に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事)で床面積80㎡以上**

建築物の新築又は増築の工事で床面積500㎡以上

建築物の修繕・模様替え等の工事で請負代金が１億円以上

建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等で請負代金が500万円以上

(2)特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）＜建リ省令＞

(3)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）＜大防法＞

【対象となる工事】建築物・工作物の解体工事等を行う場合すべて

(4)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）＜安衛法＞

(5)石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）＜石綿則＞

(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）≦廃掃法＞

(7)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）＜PCB法＞

(8)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）＜フロン法＞

(9)環境の保全と創造に関する条例（平成７年条例第28号）＜環境条例＞

【対象となる工事】**床面積1,000㎡以上平方メートルの解体工事**

石綿を含む建設材料を使用する建築物の解体の工事の場合は、床面積80㎡以上

(10)兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15条例第23号）＜産廃条例＞

【対象となる工事】**延べ面積が80㎡以上の建築物の解体工事**

建築物以外の工作物で、請負金額が500万円以上の解体工事

(11)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）＜利用促進法＞

【対象となる副産物】**建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材**

３　事業の各段階で必要な事項

各段階で必要となる措置や必要書類について主なものをまとめている。

書類等の提出先に発注者とある場合は、工事担当者に提出すること。発注者が作成者となっている場合も、工事請負者が作成する資料が必要な場合があるので、適時速やかに提出すること。

(1) 工事設計書作成時

作成書類	作成者	提出先	根拠等
特記仕様書(再資源化施設等への処分条件等を記載する)	発注者	設計書に添付	－

(2) 事前調査

調査内容	根拠等
①対象建築物等の周辺の状況 ②分別解体等をするために必要な作業を行う場所 ③廃棄物その他のものの搬出経路 ④残存物品の有無 ⑤吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの ⑥その他分別解体の適正な実施を確保するため支障になるもの（有害物質等）の有無	建リ法
石綿含有建材の使用の有無と使用箇所を以下により行い、事前調査ワークシートを作成（様式3-1） ①設計図書等による書面調査 ②現場での目視調査（平成18年9月1日以後に新築、改修等をした建築物又はその部分は不要） ③分析調査（①②で不明な場合など） 【 調査に必要な資格等 】 ㋐建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者 ㋑建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した一戸建て等石綿含有建材調査者（㋑は、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の場合のみ）	大防法 石綿則

(3) 工事契約時

作成書類	注意事項等	作成者	提出先	根拠等
解体工事に要する費用等に関する書面（建設工事関係提出書類様式集）	受付印押印後、契約書に添付	落札者	発注者	建リ法13条 省令７条

(4) 工事着手前

作業計画書に必要な事項

記載内容	根拠等
①作業場所、搬出経路、残存物件の有無、石綿等付着物の有無 ②工程ごとの作業内容と工程の順序 ③廃棄物発生見込量 ④最終処分までの運搬及び処分計画	建リ法
【石綿含有建材を処理する解体工事等の場合】 ①安全管理体制 ②作業の方法及び順序 ③粉じんの発散を防止・抑制する方法、作業労働者への粉じんのばく露を防止する方法 ④石綿濃度の測定 ⑤隔離、立入禁止措置 ⑥解体廃棄物等の処理方法 ⑦周辺環境対策	大防法 石綿則

その他必要な書類等

作成書類	注意事項等	作成者	提出先	根拠等
再生資源利用（促進）計画書（様式3-2）	COBLIS (※1) により入出力したもの 運搬･処分の契約書･許可証の写し	工事請負者	発注者	ﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
通知書（様式3-3）	再生資源利用(促進)計画書 付近見取図　添付	発注者	知事 (特定行政庁)	建リ法11条
説明書（様式3-4）	説明用資料・別紙　（様式3-6） 工程表とも	工事請負者	発注者	建リ法12条
告知書（様式3-5）		工事請負者	下請負者	
解体工事に係る事前調査説明書（様式3-7）	一定規模以上 (※2) は、 石綿の有無に関わらず必要	工事請負者	発注者	大防法18条の15 環境条例58条
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（様式3-8）	掲示板の設置	工事請負者	公衆が見やすい場所に掲示	
説明書（様式3-9）	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の場合	工事請負者	下請負者	大防法18条の16
建設工事計画届（様式3-10）	ﾚﾍﾞﾙ1石綿含有建材の解体等 14日前まで	工事請負者	労働基準監督署長	安衛法88条
建築物解体等作業届（様式3-11）	ﾚﾍﾞﾙ1･2石綿含有建材の解体等 作業開始日まで	工事請負者	労働基準監督署長	石綿則5条
特定粉じん排出等作業実施届出書（様式3-12）	ﾚﾍﾞﾙ1･2石綿含有建材の解体等 14日前まで	発注者	知事又は 市長 (※3)	大防法18条の17
特定工作物解体等工事実施届（様式3-13）	解体工事開始の７日前まで	工事請負者	知事又は 市長 (※3)	環境条例57条

※１　（一財）日本建設情報総合センターが運営する建設副産物等の情報サービス
利用申込を行ってから使用する　（ https://fkplus.jacic.or.jp/entry ）

※２　建築物の解体：対象床面積の合計が 80 ㎡以上
建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が 100 万円以上

※３　神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 明石市 加古川市 の提出先は市長

(5) 施工中に必要な措置（作業計画書に示す項目等）

必要な措置	根拠等
①作業場所および搬出経路の確保 ②残存物品の搬出の確認 ③付着物の除去 ④その他の特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置	建リ法
副産物処理に係るマニフェストによる管理 産業廃棄物の処理を他人に委託する全ての事業者は、マニフェストを交付し、産業廃棄物の収集・運搬・処分の流れを自分で把握し、不法投棄の防止など適正な処理を確保する 電子マニフェスト推奨　前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50t 以上の事業場は必須 マニュフェストのシステム等については、以下を参照 https://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2024/10/manifest_system_2024s.pdf	廃掃法則
建設発生土の搬出には、搬出先に受領書を求める 搬入の場合には搬入元に受領書を交付 元請業者は、建設発生土の最終搬出先（国が定める登録ストックヤード等への搬出を除く）の確認が必要	利用促進法

【石綿含有建材を処理する解体工事等の場合】 ①解体作業従事者への特別教育の実施 ②石綿作業主任者の選任 ③全レベルにおいて作業計画の作成録の保存（40 年)、作業計画による作業の記録の保存（３年) ④健康診断の実施・記録の保管、事前調査結果記録の保管及び作業計画に基づく作業写真の記 ⑤電動ファン付き呼吸用保護具（隔離養生内部)、送気マスク又は取り替え式防じんマスク（隔離養生外部） ⑥フード付き保護衣の着用（隔離養生内部)、作業着の着用（隔離養生外部） ⑦「事前調査の結果」、「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 ⑧立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性の掲示 ⑨休憩室の設置、洗顔・洗身・うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 ⑩レベル１ 及び２においては、隔離養生、前室の設置、HEPA フィルタ付負圧除じん機、漏洩の点検とその記録・記録保管、前室が負圧に保たれているかの点検 ⑪レベル３のうち切断等を行う場合は、除去を行う部分の周辺を事前に隔離養生する ⑫レベル３のうち外壁仕上塗材（下地調整塗材含む）を電動工具を用いて除去する場合、作業区画を隔離養生する ⑬全レベル作業において石綿含有建材の湿潤化（常時散水しながら作業又は薬液等を用いる） ⑭作業場の清掃、特に隔離養生撤去前に注意 ⑮隔離解除前の目視確認（石綿作業主任者又は厚生労働大臣が定める者が実施する） ⑯除去作業完了後、書面で発注者に報告する ○詳細はマニュアルを参照すること（ https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html ）	石綿則

(6) 工事完成後

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化や解体工事等の完了時に以下の報告を行う。

作成書類	注意事項等	作成者	提出先	根拠等
再資源化等報告書　（様式3-14）		工事請負者	発注者	ﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
再生資源利用（促進）実施書（様式3-2）	COBLISにより入出力したもの	工事請負者	発注者	
リサイクル阻害要因説明書（様式3-15）	リサイクル率が当初計画と比較して10%以上下がった場合	工事請負者	発注者	
産業廃棄物集計表　（様式3-16） 右の資料とともに整理	マニフェストの写し 運搬･処分の契約書･許可証の写し 搬出ルートや処分場の写真 産業廃棄物処分フロー(様式3-17)	工事請負者	発注者	―
建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式3-18）	引渡し完了から15 日以内	工事請負者	知事又は市長 (※1)	産廃条例
特定粉じん排出等作業完了報告書（様式3-19）	ﾚﾍﾞﾙ1･2石綿含有建材の解体等 14日前まで	発注者	知事又は市長 (※2)	大防法18条の17

※１　神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市の提出先は市長

※２　神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 明石市　加古川市の提出先は市長

施工計画書及び施工図について

１　施工計画書等

工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた**総合施工計画書**を、また各工種の工事の施工に先立ち、**工種別施工計画書**（**材料承諾願い**を含む）及び**施工図**を作成し、担当職員に提出してください。

特に、施工計画書のうち品質計画に係る部分と施工図については、承諾を受ける必要があるので、充分に時間的余裕をもって提出してください。

施工計画書については（一社）日本建設業連合会関西支部のＨＰにおいてひな形が作成されていのので、参考にしてください。

ＵＲＬ：https://www.nikkenren.com/about/kansai/sekoukeikaku/

２ 交通誘導員

一般交通（歩行者のみの誘導を含む）に対して「交通誘導員」を配置して工事を行う場合、下記の資格要件に合った警備員を配置しなければなりません。特に、兵庫県公安委員会が認定した路線（区間）において交通誘導を行う場合は、「１・２級交通誘導警備検定合格者」が必要となりますので、注意してください。

(１)資格要件

資格	資格要件
１・２級交通誘導警備検定合格者	・公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備 に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の公布を受けている者 ・警備業法における指定講習を終了した者 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第２条第１項第２号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が１年以上ある者

(２)兵庫県公安委員会が認定した路線

ＵＲＬ：https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/tetuduki/keibigyou/data/R3ninteirosen.pdf２

(３)提出書類

受注者は、配置する警備員について、資格を証明する次の資料のいずれかを提出してください。

・交通誘導警備検定合格証（写し）
・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
・指定講習修了証明書（写し）
・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第２条第１項第２号の警備業務※）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が１年以上あることを証明する書類

※警備業法第２条第１項第２号の警備業務　人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場合における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

工事の記録について

１　工事進捗状況報告書

工事進捗状況報告書を、**毎月末日締めで翌月 10 日までに担当職員に提出してください。**
（報告書表紙（5-1 様式 1）＋実施工程と出来高表＋工事監理月報＋工事施工進捗図＋工事記録写真）
ただし、請負工事額１億円未満の場合は、報告書（様式 5-1 様式２）＋実施工程と出来高表　を提出すればよい。

２　打合せ記録

担当職員等と打合せを行った内容については、工事打合せ簿（様式 5-2）を作成し、記録してください。

３　各工事の記録

各工事の施工内容・社内検査結果、材料の数量・品質について、検査結果一覧や集計表等（5-3 集計表参考）を添付することにより、分かりやすく整理し、工事写真による施工確認とともに整備してください。

《代表的な工種と記録項目》

工　種	記　録　す　べ　き　項　目
仮設工事	監督員事務所、資材置場、揚重設備、指定仮設、縄張り、ベンチマーク
土工事・地業工事	残土処分受入伝票、六価クロム溶出試験（地盤改良）、盛土の種類・締固め方法、 杭材料：規格証明書・認定書・製造所・納品伝票、支持地盤の確認、杭施工報告書
鉄筋工事	鋼材検査証明書・試験成績、鋼材入荷数量の確認、ガス圧接溶接技能者資格、 圧接引張試験結果、超音波探傷試験
コンクリート工事	コンクリート配合計画書・報告書、骨材試験、型枠の確認、品質管理記録表、 コンクリート打設結果報告書
鉄骨工事	鋼材検査証明書・試験成績、製品検査記録、製荷下ろし検査記録、工場溶接技能士資格、製作工場認定証明書、現場溶接技能士資格、ボルト規格証明書、ボルト締付管理記録報告書、鉄骨建方品質管理記録報告書、超音波探傷試験、耐火被覆認定書、錆止めの仕様、メッキ又はリン酸処理、製品検査記録
CB・ALC パネル工事	規格証明書、試験成績書、受入検査、資格証明書（ALC 溶接）、確認記録
防水工事	材料搬入報告書、施工数量と納品数量の比較表
建具工事	メーカー自主検査記録報告書、受入れ検査記録、製品検査記録報告書
内外装工事	規格証明書、品質証明書、試験成績書、防火表示、化学物質の濃度測定
外構工事	規格証明書、品質証明書、試験成績書、アスファルト配合計画書
外壁調査・補修	外壁調査報告書
その他	建設副産物に係る記録については資料３「建築工事における建設副産物処理マニュアル」を参照

《工事写真の撮影対象等》

「国土交通省大臣官房官庁営繕部　営繕工事写真撮影要領」を参照してください。
ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001589800.pdf

目的物・工事関係図書の引渡しについて

１　建物の引渡し（公有財産受渡）

工事検査による手直しを完了した後に、工事受注者・現地担当者（・主管課）立ち合いのもと建物を現地で引き渡します。その際、取扱説明及び契約不適合に関する説明を行います。

必要な書類	注意事項
公有財産受渡証書　２部	公有財産規則 様式第３号及び別紙 (様式 6-1 注意事項を確認の上、記載)
鍵・鍵リスト	各鍵に番号札を付け、室名等を記入し、 キーケースに収納 室名、鍵番号、本数、マスターグループ名の一覧表を作成 マスターグループゾーンを色分けした平面図、系統図を添付 鍵番号は、引渡時に読み合わせを行うこと
保証書・取扱説明書	保証書の宛名は契約書に記載の発注者　保証開始は引渡し翌日 Ａ４判ファイル綴じとする。

２　工事関係図書の引継ぎ

建物の引渡し後、速やかに（２週間程度）工事関係図書を作成、引き継ぎます。引継日時をはじめ、詳細は営繕課・設備課の担当者と調整してください。

必要な書類	注意事項	提出先		
		主管課	現地	営繕設備
完成図　製本	現設計図書に添付した図面と同程度の種類・枚数とし、事前に担当職員のチェックを受けること Ａ３縮刷版,２つ折り製本 背表紙に完成年月,工事名称,図書名称,施工業者名を記入	※	1	
下記データ保存ＤＶＤ	右の欄の提出先ごとに、○印のついたデータを保存 グループごとにフォルダを作成し， フォルダ･データ名は内容が容易に判断できる名称とする 完成年月,工事名称,図書名称,受注者名を記入	※	1	1
完成写真	有効画素数 300万画素程度 大きさ 1200×900～2000×1500ピクセル程度 データ名は撮影箇所名又は室名等 改修工事の場合は工事前と工事後がわかるように撮影 JPEG形式で保存		○	○
完成図	jww形式（原則 Jw-cad Ver.10.01）及び PDF形式で保存 環境設定ファイル（JWFファイル）を添付 Jw-cad以外で作成のCAD図面は,Jww形式に変換して保存	○	○	○
施工図	PDF形式で保存　CAD図面がある場合，jww形式とも		○	○
施工体制台帳等	施工体制台帳に添付する図書全てをPDF形式で保存		○	○
施工計画書･材料承諾願	総合施工計画書，工種別施工計画書・材料承諾願いを PDF形式で保存		○	
工事の記録	工事進捗状況報告書， 打合せ記録,各工事の記録（含工事写真）,各種試験験結果報告書等をPDF形式で保存		○	
指示簿,質疑応答記録	PDF形式で保存		○	○
再生資源利用【促進】 計画書及び実施書	COBRISで作成した計画書及び実施書をPDF形式で保存		○	○

・提出先に表示する数字は部数　（主管課用は通常不要だが、警察のみ１部（※））

様式等一覧

資料２	2-1･2･3･4	施工体制台帳等
	2-5	下請負契約 請負代金内訳書
	2-6	下請負人用誓約書（暴力団排除）
	2-7	下請負人用誓約書（労働条件確保）
	2-8-1	下請負人用誓約書（社会保険加入対策）
	2-8-A	社会保険適用除外報告書
	2-8-B	社会保険特別事情申請書
	2-9	再下請負通知書
	2-10	建退共履行確認
	2-11	施工プロセスチェックリスト
資料３	3-1	石綿事前調査　ワークシート
	3-2	再生資源利用（促進）計画書
	3-3	通知書（建リ法 11 条）
	3-4･5･6	説明書・告知書等（建リ法 12 条）
	3-7	事前調査説明書面（大防法 18 条の 15）
	3-8	解体等掲示板
	3-9	説明書（大防法 18 条の 16）
	3-10	建設工事計画届
	3-11	建築物解体等作業届
	3-12	特定粉じん排出等作業実施届出書
	3-13	特定工作物解体等工事実施届
	3-14	再資源化等報告書
	3-15	リサイクル阻害要因報告書
	3-16	産業廃棄物集計表
	3-17	建設資材廃棄物引渡完了報告書
	3-18	産業廃棄物処分フロー
	3-19	特定粉じん排出等作業完了報告書
資料５	5-1	工事進捗状況報告書
	5-2	工事打合せ簿
	5-3	集計表参考
資料６	6-1	公有財産受渡証